令和４年５月25日

東京都知事　 小池 百合子　殿

**子どもの健康とマスク着用の自由の保障を求める請願書**

　　　　　　　　　　［請願者］

地域政党「自由を守る会」代表

東京都議会議員

［請願者住所］

　貴職におかれましては、都民利益を最優先にした都政実現の為、ご尽力いただきたいと切望するものです。

　日本国憲法第16条および請願法第３条に基づき、請願書を提出いたします。同法第５条に則り、誠実なご処理・ご検討の上、令和４年６月６日正午迄に、対応の可否につき理由を明らかにして文書にてご回答をいただきますよう、請願いたします。

　さて、昨日24日、文部科学省は事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスク着用について」を通知しました。同通知では、マスクを着用する必要がない具体的な場面として、体育の授業は屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館も対象となると明記しました。また、運動部活動は近距離で接触する運動等は、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえた上で、体育の授業に準じてマスクの着用は必要ないとしました。登下校中は会話を控えるよう注意しつつ、マスクを外すよう指導する等、熱中症対策を優先するとしました。

また、政府の基本的対処方針で２歳以上の小学校に入る前の子どものマスクの着用を一律に求めないと示されたことを踏まえ、改めて、幼稚園等でも着用を一律には求めないとしました。さらに、マスクの着用の考え方については保護者の理解を得られるよう適切に対処することなどを求めています。そこで、貴職におかれて、総合教育会議等により教育部局を活用しつつ、以下の対応を求めるものです。

（１）マスクの着脱につき、感染のリスクのない環境では、子どもの自由意思に基づき決定してよいことの周知と子どもの意見表明の機会を確保すること。

（２）これまでも同様の通知はなされていたものの中々徹底に至らなかったことを踏まえ、新たな通知を受けて、通知に示されたケースにおけるマスクを外せる環境づくりのための、これまで以上の実効性を担保されること。

（３）就学前の子どもたちのマスクの着脱について、子どもたちのＱＯＬが確保されるために都独自の対応を推進すること。

（４）学校や学級、教職員個々人の方針や意識、同調圧力で、通知の意図を逸れマスク着脱につき過剰・過少にならないこと。

（５）子どもがマスクを着用する、しないによって肩身の狭い思いをしないように配慮すること。よもや、マスクの着脱によって、成績や指導において差別的取扱いをしないこと。

（６）通知の趣旨・内容・意図については、家庭はもとより、地域、医療関係者、子どもにかかる関係者への周知を進め、理解を深めていくこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上